

令和 7 年度 千葉県における「ぶり」に係る資源管理協定の取組の効果の検証結果（中間）

（１）千葉県におけるブリの漁業実態

千葉県においてブリは、大臣許可漁業を除く漁法としては主にまき網、刺し網、定置網漁業により漁獲されている。

また、ブリについては、通常の漁獲可能量（TAC）による管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC 管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に準備実施する「ステップアップ管理」が令和 7 年 4 月から開始された。現在は、漁獲報告の義務化が主な内容となっている「ステップ 1」の管理方法となっており、国から各都道府県・大臣許可漁業への配分数量は示されていない。そのため、本県では、知事管理漁獲可能量を管理年度（4 月から 3 月）ごとに「国全体での漁獲可能量の内数」としており、具体的な数量による管理は行っておらず、漁業者の自主的取組による漁獲努力量の制限を通じた管理を行っている。

（２）資源管理の目標及び目標達成のための具体的な取組

目標（資源管理基本方針に定める資源管理の目標等）

- 1 目標管理基準値 222 千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- 2 暫定目標管理基準値 179 千トン（目標管理基準値等の算定に用いられている再生産関係において加入量が最大となる親魚量）
- 3 限界管理基準値 69 千トン（最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量）
- 4 禁漁水準値 9 千トン（最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量）

- 1, 3, 4：資源管理基本方針に定める資源管理の目標
- 2：漁獲シナリオにおいて、目標管理基準値の代わりに使用する資源管理の目標

該当する資源管理協定

「ぶり」に係る資源管理協定（以下、協定という。）は、下表の 3 協定であり、6 名がブリを対象とするそれぞれの協定に参加しており、このうち本検証の対象となるのは、1 協定となっている。

協定	備考	協定	備考	協定	備考
東安房（本所）		東安房（天津小湊）		鴨川市	

本検証の対象協定

自主的取組

漁業の種類	資源管理の取組	取組の内容	備考
定置漁業	休漁期間の設定	7 月から 11 月のうち約 1 か月	
まき網漁業	休漁日の設定	第 1・第 3 日曜日	
	休漁期間の設定	7 月から 10 月のうち 2 週間程度	

協定に記載されている取組

(3) 資源管理の取組状況

本県では、知事管理漁獲可能量を管理年度（４月から３月）ごとに「国全体での漁獲可能量の内数」としており、具体的な数量による管理は行っており、現在は漁業者の自主的取組による漁獲努力量の制限を通じた管理を行っている。上記の資源管理協定が締結されて以降、資源管理協議会により上記の取組内容は全て履行が確認されているため、漁獲努力量の制限が適切に行われていたと考えられる。

国の令和 7 年(2025)度資源評価では、親魚量・資源量は増加傾向であるものの（図 1、2）親魚量は最大持続生産量（MSY）を実現する水準を下回り、漁獲圧も上回っているため、神戸プロットでは左上の赤色ゾーンとなっている（図 3）。一方で、協定参加者による検証（以下、「自己点検」という。）では、漁獲努力量は定置網では維持、まき網では減少していると判断されたものの、漁獲量及び CPUE（単位努力量あたり漁獲量）は減少と判断されており、国の資源評価と一致していない。また、魚価（単価）は全地区で維持と判断されている。

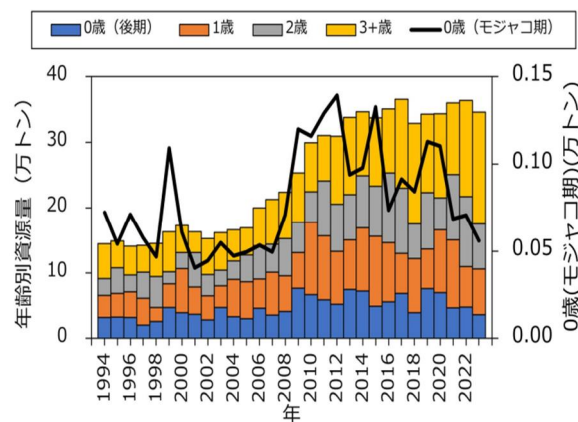


図 1 年齢別資源量の推移
(水研機構 HP 令和 6(2024)年度ブリの資源評価)

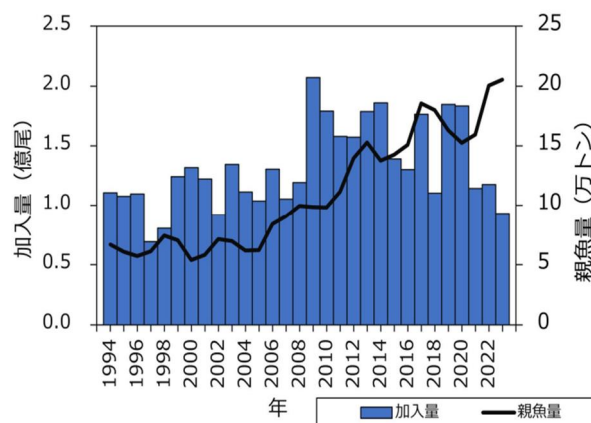


図 2 加入量・親魚量の推移
(水研機構 HP 令和 6(2024)年度ブリの資源評価)

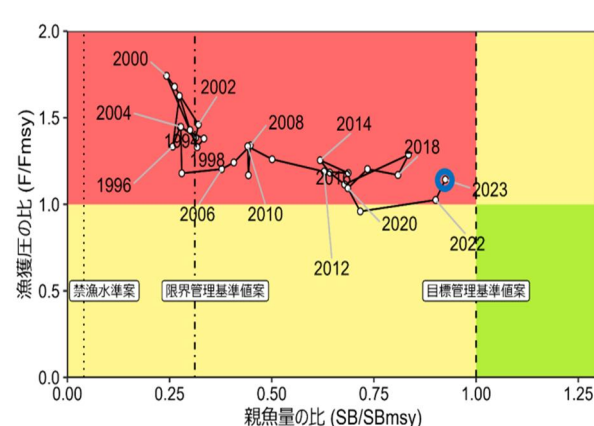


図 3 神戸プロット
(水研機構 HP 令和 6(2024)年度ブリの資源評価)

(4) 資源管理の効果を高めるための協定の改善・高度化の検討

漁業者による自主的取組により漁獲努力量による制限が適切に行われていることから、現在の取組内容は資源の保存及び管理に効果的なものであると考えられる。一方で、国の資源評価では親魚量・資源量は増加傾向となっているものの、自己点検では漁獲量及び CPUE は減少していると判断された。これは、当該魚種が県を跨いで広域を回遊することや漁場への来遊が海況の影響を受けるといった特徴を持っていることから、沿岸への来遊量が海況の影響を大きく受けたことが原因となっている可能性がある。

また、親魚量・資源量が増加傾向であるとはいえ、現在は良好とは言えない資源状況と評価されている。そのため、通常の漁獲可能量（TAC）による管理への移行が行われるまでは、「ステップアップ管理」の中で現在の取組内容を継続して漁獲努力量による制限を適切に実施するとともに、国の資源評価結果と海況を始めとする海洋環境に注視し、状況に応じた対応を検討していくことが必要と考えられる。